

東北地方太平洋沖地震の緊急災害対策を求める意見書

平成23年3月11日、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の世界最大規模の地震が発生し、現代社会が経験したことのない未曾有の災害を全国にもたらした。

死者は全国で1万人を超えるであろうと言われ、本県でも大津波によって一瞬にして家などが消失し、更には多くの行方不明者の捜索が続いているものの、被災地域が広範囲なため遺体収容も困難を極めている。さらに、巨大地震によって東京電力福島第一原子力発電所の原子炉が正常に機能せず炉心溶解が起きており、本村にも多くの人々が自主避難する事態となっている。また、30キロメートル圏内にある本村では屋内退避の範囲にあり、住民が避難するなどの不安が増大している。

よって被災者の安全を確保するため、次の措置を緊急に構ずるよう強く要望する。

1. 被災者の速やかな救出と救援の強化、原発立地地域の安全確保、ライフラインの早期復旧、被災者に対する経済的な支援強化、燃料などの生活必需品の流通確保を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年3月18日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 佐藤長平



内閣総理大臣

福島県知事 あて